

ハ 名古屋市

おなかに
赤ちゃんが
います



妊婦のための緊急時 タクシー利用券

「悩まず・
ためらわず」
利用してね。

本市では、妊婦の緊急時の移動にかかる身体的・精神的負担の軽減を図るため、妊婦のための緊急時タクシー利用券(以下タクシー利用券といいます)を交付しています。

タクシー利用券を利用できるのは以下のいずれかの場合です。

- 出産のために医療機関等※²を利用するとき
- 妊娠中または出産後、体調不良※¹で医療機関等※²を利用するとき
- 妊娠8か月頃から、妊産婦健康診査や乳幼児の健康診査、子どもの体調不良により医療機関等及び保健センターを利用するとき
- 妊娠中または出産後、外出先での体調不良※¹で、自宅等へ帰宅するとき

ご利用例

なんだか調子が悪い…

- ・外出先から家に帰りたい①
- ・病院に行きたい②



子どもの発熱や
ケガなどで受診したい③
(妊娠8ヶ月頃から)



妊産婦健康診査や
乳幼児の健康診査へ
行かなくちゃ!④⑥
(妊娠8ヶ月頃から)



陣痛が始まったから、
病院へ行かなくちゃ!⑤



ご利用の
タイミング

お手元に届いて、必要と感じたらタクシー利用券をご利用ください!

妊娠～産後

- ① 体調不良※¹のため、外出先から帰宅 ② 体調不良※¹のため、医療機関等※²を受診

妊娠8ヶ月頃～産後

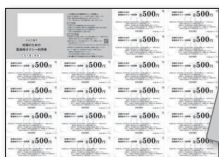
- ③ 子どもの発熱・ケガなどによる受診

- ④ 妊婦健康
診査の受診

- ⑤ 出産
のため

- ⑥ 産婦・乳幼児の健康診査の受診

いつでも利用できるように、外出時は
「母子健康手帳」と「タクシー利用券」
を携帯してね!



妊 娠

▶ 出 産

▶ 産 後

- ※¹ 体調不良とは、「お腹のはり」、「吐き気」など症状が現れているものに加え、「違和感」や「いつもと違う」といった体調の変化も含みます。
※² 医療機関等とは、病院、診療所及び、助産所のことです。(⑥については保健センターを含む)
※³ ②～⑥については、自宅等へ帰宅するための移動を含みます。

裏面にタクシー利用券のご利用詳細を掲載しています。

タクシー利用券が
お手元に届いてから

有効期限まで

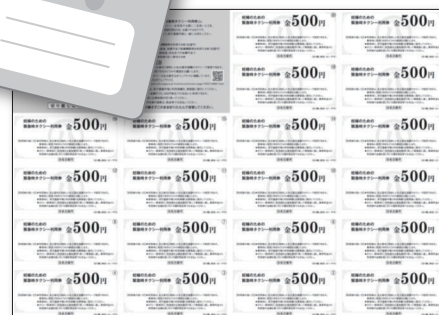
ご利用の案内

対象者

本市内に住所を有し、
母子健康手帳の
交付を受けた妊婦の方



母子健康手帳



タクシー利用券(500円券の20枚綴り)

タクシー利用券について

- 1シートに、500円券が20枚綴りになっています。
- タクシー利用券は切り離してお持ちいただけます。
- 再交付はできませんので紛失等にはご注意ください。
- 出産後も有効期限まで使えます。ただし、名古屋市外へ転居した場合は転居日までです。

乗車時にご利用できるかを必ず確認してください。

- 名古屋市と契約したタクシーで使えます。

ご利用可能なタクシー会社は名古屋市のウェブサイトで確認できます。

[名古屋市公式ウェブサイト]

<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000158887.html>

確認してね!



- 本人以外にご利用いただけません。ただし、同伴する子どもと介助者は同乗できます。
本人が降りた後、同乗者のみが乗車する場合は、一度精算し、改めて初乗り運賃からとなります。
- ご利用時は、「母子健康手帳」と「タクシー利用券」の提示が必要です。
外出時は必ず両方携帯してください。

ご利用方法

タクシーに乗車するときは

1



タクシー利用券は、
利用できますか?

OK!



タクシー利用券を使用
できるか乗務員に
確認してください。

2



母子健康手帳



タクシー利用券

「母子健康手帳」と
「タクシー利用券」
を乗務員に提示して
ください。

タクシーを降車するときは

3



乗車料金



タクシー利用券

現金等
のお支払い

タクシー利用券を乗務員に渡し、
乗車料金からタクシー利用券の
金額を差し引いた金額を現金等
でお支払いください。

※タクシー利用券は、1回の乗車で複数枚ご利用いただけます。ただし、乗車料金を超える金額となる枚数をご利用することはできません。

お問い合わせ

名古屋市子ども青少年局子育て支援課

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-3083

FAX 052-972-4419